第2回

共に安心して暮らせる京都デザインフォーラム

～障害があることによって困ること、
いやな思いをすることがない社会のために～

2014年12月6日（土）
13：00－16：30（開場12：30）

会場　ラボール京都〔京都労働者総合会館〕大ホール
京都市中京区壬生仙念町３０－２　（地図裏面）

参加費　３００円

✿手話通訳・要約筆記・点字資料の必要な方は１１月25日までにお知らせください。

主催　障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会

〒601-8036
京都市南区東九条松田町２８　メゾングラース京都十条１０１　日本自立生活センター気付

TEL：075-671-8484　FAX：075-671-8418　E-mail：jcil@cream.plala.or.jp

HP：http://www.jouyakukyoto-hamon.com/
担当：　矢吹・村田

できました！

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

福祉、医療、お店やサービス、教育、施設・公共交通機関、住宅、情報・コミュニケーション、就労などの分野で、障害のある人への差別を解消するための条例です。どんな条例？　私たちの暮らしがどう変わるの？

今回のフォーラムでは、京都府でなぜこの条例がつくられたのか、どんなことが定められているのかを学びます。

この条例には、障害のある人たちの「こんなつらい、悲しい思いはもうしたくない、そしてほかの誰にもさせたくない！」という願いが込められています。誰もが、病気になったりケガをしたりして、障害者になることはあり得ます。妊娠したり、小さな子どもを育てている時期もあります。元気ではつらつとしているときもあれば、気分が落ち込むこともあります。また歳をとることは避けることができません。どんな状況にあっても、人生のどんな局面においても、一人の人間として尊重され、住み慣れた京都で暮らし続けることができるように、この条例がつくられたのです。

障害者の暮らしやすい街は、誰もが暮らしやすい街です。共に暮らせる京都を、一緒にデザインしましょう！

☆条例についての詳しい情報は京都府 HP を参照してください→http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/jyorei.html

スピーチ
私たちの京都
条例のある街
弁護士
民谷渉さん

インクルーシブ教育と京都の現状
〔インクルーシブ教育を考える会〕

一緒に働く！
悩み、工夫、成長
～共に働き、育ちあう企業視点～
〔久田和泰さん
有限会社シオン
フラワーショップ KAZ
代表取締役〕

暮らしのなかで
わたしたちが
困っていること
〔ピープル
ファースト京都〕

大切なからだと
こころ、私の人生
-障害のある女性として-
〔京都実行委員会
女性部会〕
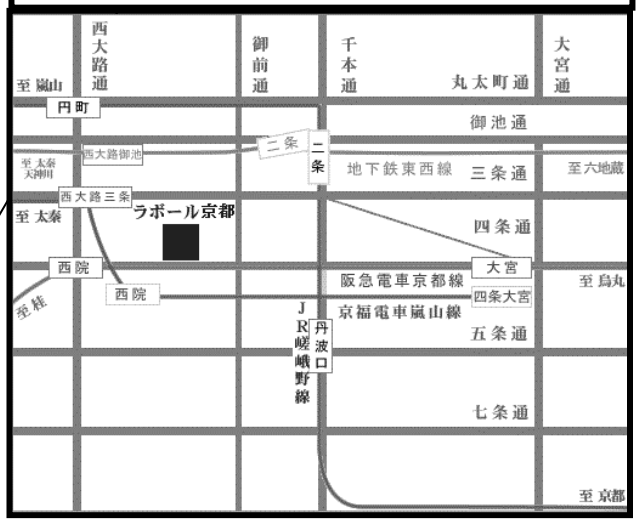
阪急京都線「西院」下車東へ徒歩5分
京福電鉄「西院」下車東へ徒歩5分
市バス「四条御前」下車すぐ
「西大路四条」下車東へ徒歩5分
駐輪場・駐車場はありませんので、交通機関をご利用ください。